



平成 23 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストテクノロジー  
代表者名 代表取締役社長 徳丸 剛  
(JASDAQ・コード 2458)  
問合せ先 管理本部財務経理部長 山口 学  
(TEL. 044-820-8620 (代表))

### 株式会社夢真ホールディングスによる当社株券等に対する 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 27 日開催の取締役会において、株式会社夢真ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明すること及び応募については株主及び新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社夢真ホールディングス	
(2) 所 在 地	東京都文京区大塚三丁目 11 番 6 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 佐藤 真吾	
(4) 事 業 内 容	人材派遣事業、保育所運営及び医療介護支援事業	
(5) 資 本 金	805,147,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	1976 年 9 月 27 日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 22 年 9 月 30 日 現 在 )	佐藤真吾 投資事業有限責任組合 DRCI 有限会社佐藤総合企画	37.42% 7.58% 5.76%

	佐藤淑子	4.46%
	深井英樹	1.55%
	壬生勇次	1.28%
	株式会社 SBI 証券	1.21%
	コメルツバンク（サウスイーストアジア）リミテッド （常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部）	1.19%
	佐藤幹雄	0.70%
	株式会社夢真ホールディングス従業員持株会	0.55%
(8) 公開買付者と当社の 関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 23 年 4 月 27 日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式及び当社の平成 14 年 8 月 19 日開催の臨時株主総会における特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の取得を目的とした本公開買付けの実施について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、下記のとおり出席取締役の全員一致により、①本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び②当社の株主及び本新株予約権の所有者が本公開買付けに応募するか否かについては、株主及び本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

### (2) 本公開買付けの概要

公開買付者が平成 23 年 4 月 22 日付で公表した「株式会社フルキャストテクノロジー株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）によれば、公開買付者は、同日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）が開設する市場である JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している当社の発行済株式（56,628 株）のうち、当社の親会社である株式会社フルキャストホールディングス（以下「フルキャスト HD」といいます。）の保有する当社株式（保有株式数 38,864 株、当社が平成 23 年 2 月 14 日に提出した第 23 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 56,628 株に、新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社株式の最大数 896 株を加えた株式数 57,524 株に占める割合（以下「保有株式割合」といいます。）67.56%（小数点以下第 3 位を四捨五入しています。保有株式割合の算出において、以下同じとします。))の全部を取得し、当社との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにあたっては、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 4 項及び金融商品取引法施行令（以下「令」といいます。）第 14 条の 2 の 2 に定められた法令上の要求に基づき、

買付予定の株券等の数の上限は定められておりませんので、本公開買付けに対する応募株券等の全部の買付けが行われます。但し、公開買付者は、フルキャスト HD が保有する当社株式（保有株式数 38,864 株、保有株式割合 67.56%）の全てを取得し、当社との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを本公開買付けの目的としていることから、応募株券等の総数が当該目的の達成に必要と考える 38,864 株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従いまして、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等が行われません。なお、公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、フルキャスト HD との間で平成 23 年 4 月 8 日付で公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付けの実施及びフルキャスト HD による本公開買付けへの応募に関する合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結しており、本合意書に基づきフルキャスト HD が保有する全ての当社株式（保有株式数 38,864 株、保有株式割合 67.56%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ており、これにより本公開買付けにおいては応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回ることが見込まれているとのことです（後記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」もご参照ください。）。また、公開買付者は、本公開買付けによりその目的を達成した後は、当社の株式を更に取得することを公開買付届出書提出日（平成 23 年 4 月 25 日。以下同じとします。）現在では予定していないとのことです。

当社の普通株式は、現在、JASDAQ に上場されていますが、本公開買付けにおいて買付予定数の上限が設定されていないことから、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は大阪証券取引所が定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。但し、公開買付者は、本公開買付けによって当社との間に連結子会社を含む一定の資本関係を構築することを企図しておりますが、当社株式の上場廃止については必ずしも企図していないとのことです。しかしながら、上記のとおり、上場廃止となる可能性や、当社株式に係る流動性に著しい影響が見込まれる可能性があるため、公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、このような可能性が実現した場合には、当社の少数株主の利益を保護する方策が必要であると認識しており、上場維持が可能となる諸施策を検討、実施する予定であるとのことです（後記「(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照ください。）。

### (3) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ① 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景

当社は、親会社であるフルキャスト HD を中心とするフルキャストグループに属しております。同グループは、物流・イベント関連・事務関連等の短期系人材サービス、技術系人材サービス等、総合人材アウトソーシングサービスを営んでおります。当社は、同グループの技術者派遣事業（製造業を中心とする開発・製造工程や他業種のソフトウェアの開発工程を対象とした技術系人材サービス並びに受託システム開発等を行っております。）を担当し、エンジニアアウトソーシング事業、ビジネスソリューション事業、N&S ソリューション事業を行っております。

当社の顧客企業が属する自動車・電気機器・半導体等の製造業界におきましては、在庫の調整等により生産回復の兆しが見受けられましたが、景気の先行きが不透明な状況のため一部研究開発費の削減や採用の抑制が続いており、当社の営む人材アウトソーシング事業におきましては、景気の後退に伴い顧客企業との派遣契約更新の打ち切り、派遣料金の引き下げ、稼働時間の短縮等、依然厳しい外部環境となっております。

このような状況の中、当社におきましては、引き続き人材の育成に注力し、付加価値の高い人材サービスの提供をすることで顧客企業のニーズに対応するとともに、営業力の強化を重点課題に掲げ、サービスの充実及び派遣率の向上に努めており、これらの営業努力の結果として、受注環境が緩やかに回復し、稼働率が徐々に改善してきております。

なお、当社の平成 23 年 3 月 14 日付プレスリリース「東北地方太平洋沖地震の影響に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による

従業員等の人的被害並びに本社及び各事業拠点の活動における重大な影響を及ぼす被害は確認されておりません。但し、被害状況について調査中であり、業績に重大な影響が見込まれる場合には、速やかに開示する予定です。

しかしながら、当社の親会社であるフルキャスト HD は、平成 21 年 4 月 9 日開催の同社取締役会において事業再編に向けた取り組みを決議しております。同社による同日付プレスリリース「事業再編に関するお知らせ」によれば、同社グループは、コンプライアンス重視を経営の基本に据え、短期労働者派遣事業におけるビジネスモデルの変革を実施するとともに、事業ドメインをこれまでの拡張方針から、労働者派遣事業を中心としたアウトソーシング事業の選択と集中を図ることにより、経営基盤の再構築に取り組んでおり、事業の選択と集中を進めるべく、当社の売却等の検討を進めることによりグループ再編に取り組む方針を決議しております。

このような状況の下、当社は、平成 23 年 4 月 8 日、公開買付者の同日付プレスリリース「株式会社フルキャストテクノロジーに対する公開買付けに関する合意書締結のお知らせ」及びフルキャスト HD の同日付プレスリリース「当社連結子会社である株式会社フルキャストテクノロジーに対する公開買付けに関する合意書締結のお知らせ」において、公開買付者がフルキャスト HD との間で本合意書を締結した事実を覚知するに至りました。

当該事実の覚知後、当社の平成 23 年 4 月 11 日付プレスリリース「株式会社夢真ホールディングスへの質問書の送付に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、公開買付者に対して質問書（以下「本質問書」といいます。）を送付するとともに、同年 4 月 13 日付プレスリリース「第三者委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けが当社の株主様の利益に適うか否か、当社の企業価値向上に資するか否か等の観点から本公開買付けへの当社の対応を慎重に検討するため、当社、当社の親会社であるフルキャスト HD 及び公開買付者のいずれからも客観的かつ実質的に独立性を有する 3 名の委員から構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、第三者委員会に対して（i）本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性についての検討を含む、本公開買付けが当社の株主様の利益に適うか否かの調査及び評価分析、（ii）本公開買付けが当社の企業価値向上に資するか否か等の調査及び評価分析、並びに（iii）（i）及び（ii）の結果を踏まえた、本公開買付けへの当社の対応についての検討（本公開買付けに対して当社の取締役会が表明すべき意見の内容及び当社の取締役会による本公開買付けに対する意見表明の内容が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の検討を含みます。）について委託し、当社の取締役会に対する答申を行うことを諮問いたしました。

これに対して、当社の平成 23 年 4 月 18 日付プレスリリース「株式会社夢真ホールディングスからの回答書の受領に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は公開買付者から、同日付で本質問書への回答書（以下「本回答書」といいます。）を受領いたしました。

本回答書及び公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者が本公開買付けを実施するに至った経緯は以下のとおりとのことです。

公開買付者グループは（公開買付者及び連結子会社 3 社をいいます。）は、人材派遣事業及び保育所運営事業を主要な事業として取り組んでおります。なかでも連結売上高の約 99%を占め公開買付者グループの中核事業である人材派遣事業は、労働者派遣法に基づく事業であります。現在、労働者派遣事業に係る制度の見直しが行われており、当該改正案には専門 26 業務等を例外とする登録型の人材派遣業の原則禁止が盛り込まれております。公開買付者グループの中核事業である建設現場への人材派遣事業においては、常時雇用による人材派遣がその多くを占めておりますが、一部の技術者派遣契約については、当該改正案（専門 26 業務（通訳業務、秘書業務等）以外の登録型派遣の禁止、1 年以内の製造業派遣の禁止、日雇い派遣の禁止等が改正の骨子となっております。）に対処する必要が生じる可能性があるため、労働者派遣法の改正に関して今後も法改正の

動向を注視していきます。但し、公開買付者の公開買付届出書提出日現在の派遣事業の内容は当該改正案に該当する事業にいずれも該当せず、当該改正案に係る影響は極めて軽微であると認識しております。

また、公開買付者グループの中核事業である人材派遣事業の顧客企業は、建設会社及び電気工事、衛生設備工事などを行う建設設備会社であり、とりわけ関東一円の首都圏における売上比率が高く、公開買付者グループの経営成績は、関東一円の建設工事需要の影響を間接的に受けております。建設業界を取り巻く不況の影響が首都圏における建設業界の労働力のアウトソーシング需要に構造的な変化をもたらした場合、公開買付者グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、近年の我が国経済は、各企業における景況感や収益は一定の回復を見せているものの、経済全体がデフレに推移する中、設備投資や雇用環境及び所得環境において依然として厳しい状況で推移しております。公開買付者が顧客基盤とする首都圏の建設業界においても、新設マンションの着工戸数には底打ち感が見られたものの、公共工事の減少や民間設備投資の後退により、建設市場は依然として低調に推移しており、本格的な回復には至っておりません。

このような事業環境の下、公開買付者グループは、工事現場数の減少による派遣技術者の需要減退に対して、従前より主力であった建築工事の分野に加えて、電気・設備工事や土木工事の分野にも積極的に営業展開を行い、顧客の獲得に努め、また、顧客より求められる技術レベルを有した専門的な技術者を継続的に育成する基盤を整えるため、キャリアスクールを開設し、技術者数の維持、拡大に努めてきました。

公開買付者グループは厳しい市況環境においても、常に需要に対して適当な技術者数を維持し、一方でコスト効率を重視した組織体制を構築するなど、高収益を達成する経営を目指し、また、ノンコア事業資産を売却するなどして経営基盤を強化し、上記の事業リスクに耐え得る企業体質に変化してきました。

また、公開買付届出書提出日現在、同年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による公開買付者グループにおける人的被害及び設備等への被害はなく、操業に影響を与える事由はなく、業績に与える影響も確認されておりません。公開買付者グループは、顧客をはじめ被災地域の復興に対し最大限の努力を図ってまいり所存であり、具体的な行動といたしまして、公開買付者は、同年3月25日開催の取締役会において、被災地の一日でも早い復興を支援するため、復興支援拠点として仙台営業所を開設することを決議し、同年5月16日より営業開始を予定しております。なお、公開買付者は、復興支援拠点にて、技術力を活かし「4つの支援」を行ってまいります。

- ① 建築・土木に知識の深い技術者をボランティアとして派遣し、被災された方々を安全に支援いたします。
- ② 東北地方での採用を強化し、就職活動を支援いたします。
- ③ 土木技術者を派遣し、インフラの復旧を支援いたします。
- ④ 施工管理技術者を派遣し、仮設住宅からマンション建設まで、建築工事を支援いたします。

このように公開買付者グループは、これまでの多角化戦略から公開買付者の最大の強みである「高付加価値の技術者派遣」をさらに追及・拡大し、公開買付者グループの主力事業である、建設現場への施工管理技術者派遣と並ぶ、新たな事業の柱を建てることを重要な中長期的目標と位置付け、新たな成長戦略として買収を含めたかたちでの新規分野への事業展開の可能性を模索しております。

上記のとおり、公開買付者グループ及び当社を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、公開買付者としては、公開買付者グループと当社とは、人材派遣事業という共通の事業分野で事業を行いながらも、対象とする分野の重複は少なく、人材派遣市場・技術者・顧客企業等における補完性があることなどから、それぞれの得意分野におけるノウハウを活用し、また、公開買付者グ

グループが取り組んできた効率経営を取り入れることにより、将来に渡って安定的かつ持続的に当社の企業価値を向上させ、ひいては公開買付者グループの企業価値の向上に資するものと考えているとのことです。

このような状況から、公開買付者は、平成 23 年 4 月 1 日よりフルキャスト HD と協議を重ねた結果、フルキャスト HD の平成 21 年 4 月 9 日付プレスリリース「事業再編に関するお知らせ」に記載のフルキャスト HD の事業再編に向けた取り組みに賛同し、また公開買付者グループにおける「3つの成長要因」、①当社の電子（半導体）、電気、自動車産業向けの幅広い技術力を有した技術者派遣事業が、公開買付者の求める新たな事業の柱となり、公開買付者の目指すところである「総合人材派遣会社」への足掛かりとなり得る、②公開買付者と当社との一体経営を実践することにより、公開買付者及び当社の企業価値が共に向上するもの、③売上規模、事業形態の近い公開買付者と当社が、シナジーを生み出すことはもちろん、互いを意識し合い、切磋琢磨することで、新たなイノベーションが起これること、が見込まれると判断したことから、フルキャスト HD が保有する当社株式の全部を取得することに合意し、そして、当社との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを目的として、平成 23 年 4 月 22 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

## ② 本公開買付け後の経営方針

本回答書及び公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、本公開買付け成立後も、当社の自主性・ブランドを尊重し、また、当社事業の性質上、人材は最大の経営資源であると考えており、中長期的な視野に立ち、現在の当社役員及び従業員の継続雇用を予定しているとのことです。本公開買付けが成立した場合、本公開買付け成立後に開催される予定の臨時株主総会において、当社の現取締役のうち漆崎博之氏、平野岳史氏、根矢透氏及び香田史朗氏並びに監査役である徳永政一氏、佐々木孝二氏及び岡田誠氏が退任する予定であることをフルキャスト HD と合意しているとのことであり、これにより公開買付者は、新たに役員を選任する予定とのことです（なお、公開買付者プレスリリースによれば、上記のとおり、「漆崎博之氏」及び「岡田誠氏」が退任予定である旨の記載がございますが、「漆崎博之氏」については平成 23 年 1 月 31 日付で当社取締役を既に退任しており、また、「岡田誠氏」については、「岡田城氏」の誤りであるものと考えられます。）。もっとも、公開買付届出書提出日時点において、当該新たな役員の候補者については具体的な想定はしておらず、一次的には当社の幹部社員の中から適切な人材を探索し、また、必要に応じて公開買付者の役員及び幹部社員もその対象とした上で、最終的には当社の企業価値向上に最も資すると考えられる者を選任したいと考えているとのことです。なお、その他当社の経営方針等に対して重大な変更を加えることにつき、公開買付届出書提出日現在、具体的に決定している事項はないとのことです。

## ③ 当社が本公開買付けに賛同の意見を表明することを決定するに至った意思決定の過程

当社は、上記(3)①のとおり、平成 22 年 4 月 8 日、同日付の公開買付者及びフルキャスト HD のプレスリリースにおいて、公開買付者がフルキャスト HD との間で本合意書を締結した事実を覚知するに至り、公開買付者に対して本質問書を送付するとともに、本公開買付けが当社の株主様の利益に適うか否か、当社の企業価値向上に資するか否か等の観点から本公開買付けへの当社の対応を慎重に検討するため、第三者委員会を設置し、第三者委員会に対して(i)本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性についての検討を含む、本公開買付けが当社の株主様の利益に適うか否かの調査及び評価分析、(ii)本公開買付けが当社の企業価値向上に資するか否か等の調査及び評価分析、並びに(iii)(i)及び(ii)の結果を踏まえた、本公開買付けへの当社の対応についての検討（本公開買付けに対して当社の取締役会が表明すべき意見の内容及び当社の取

締役会による本公開買付けに対する意見表明の内容が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の検討を含みます。)について委託し、当社の取締役会に対する答申を行うことを諮問いたしました。

そして、公開買付者から、平成 23 年 4 月 18 日付で本回答書を受領するとともに、公開買付者及びフルキャスト HD から本公開買付けについての説明を受けました。

また、当社は、公開買付者とは別個に、当社、公開買付者及び当社の親会社であるフルキャスト HD のいずれからも独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）に対して当社の株式価値の算定を依頼しました。

そして、当社は、本回答書の内容を精査し、また、上記の公開買付者及びフルキャスト HD からの説明の内容を精査するとともに、第三者算定機関であるブルータスが作成した当社普通株式に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）の内容、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの法的観点からの助言等を参考とし、さらには、第三者委員会からの答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、上記（3）①の当社が置かれている状況等を総合的に考慮して協議・検討を行った結果、株式価値算定書の内容に照らして本公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの買付価格（以下「本買付価格」といいます。）には一定の妥当性が認められ、さらに、本公開買付けが、当社の企業価値の向上に資するものとして一定の合理性を有するものと判断し、本公開買付けに賛同することといたしました。

もっとも、公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社とは別個に、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてアクタスマネジメントサービス株式会社（以下「アクタスマネジメントサービス」といいます。）に対し当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 4 月 15 日付で以下の内容の株式価値算定書を取得して、その参考としております。

算定手法：	市場株価法、類似会社比準法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 （以下「DCF 法」といいます。）及び純資産価額法
市場株価法：	1 株当たり 29,133 円（算定基準日：平成 23 年 4 月 7 日）
類似会社比準法：	1 株当たり 39,865 円
DCF 法：	1 株当たり 45,552 円
純資産価額法：	1 株当たり 25,579 円

この点、本買付価格である 35,320 円は、アクタスマネジメントサービスによる当社普通株式の価格算定結果のうち、市場株価法及び純資産価額法に基づく算定結果に示された価格を上回るものの、類似会社比準法及び DCF 法に基づく算定結果に示された価格を下回っており、特に DCF 法による算定結果に示された価格を大きく下回る価格です。

また、下記（4）①のとおり、本買付価格は、ブルータスによる当社普通株式の価格算定結果のうち、類似会社比較法に基づく算定結果に示されたレンジの下限額も下回っています。

そうすると、公開買付者の依頼した第三者算定機関による上記（3）①の企業価値の向上を見込んで算定されたものと思われる当社の株式価値がこのように算定され、また、当社の依頼した第三者算定機関においても当社の株式価値がこのように算定されている以上、上記のとおり本買付価格には一定の妥当性は認められるとしても、本公開買付けが本公開買付けの成立後も当社株式の上場維持を予定して行われること、上記（3）①のとおり本公開買付けにより当社の企業価値の向上が見込まれることを考慮してもなお、本買付価格が当社の株主にとって最善の価格であるとまでは評価することはできないものと判断いたしました。

さらに、下記（6）のとおり、本公開買付けは、本公開買付けの成立後も当社株式の上場維持

を予定して行われるため、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かに対して強圧的効果を有していないことに加え、上記（3）①のとおり本公開買付けにより当社の企業価値の向上が見込まれるところ、当社の株主の皆様が本公開買付け後も当社の株主としてかかる企業価値の向上の利益に与るという選択肢を取ることに十分な合理性が認められると考えられることからすれば、本公開買付けに応募するか否かは最終的に株主の皆様のご判断に委ねるのが相当であると判断いたしました。

このような点から、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付けの諸条件については妥当性を有し、当社の株主にとって不利益なものではないと判断できることを踏まえても、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを積極的に推奨することまではできないものと判断するに至り、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、応募することを積極的に推奨するものでもなく、また、応募しないことを推奨するものでもなく、中立の立場を採った上で、最終的に株主の皆様のご判断に委ねることが妥当であるとの結論に達しました。

これらを踏まえて、当社は、平成 23 年 4 月 27 日開催の当社取締役会において、下記（4）④のとおり、平野岳史氏以外の全取締役及び全監査役の出席の下、出席取締役の全員一致により、(i)本公開買付けに賛同の意見を表明すること、(ii)本公開買付けに応募するか否かについては、応募することを積極的に推奨するものでもなく、また、応募しないことを推奨するものでもなく、中立の立場を採った上で、株主の皆様のご判断にお任せすることが最善であるとの意見であることを決議いたしました。また、当社取締役会は、本新株予約権について、ストックオプションとして発行されたものであることに加え、買付価格が 1 円とされていることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様のご判断にお任せする旨の決議をいたしました。

#### （4）本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

##### ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

上記（3）③のとおり、当社は、本公開買付けへの意見表明に際して、その参考資料として、プルータスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 4 月 27 日付で株式価値算定書を取得しております。

プルータスは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、これらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。プルータスは、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法 DCF 法及び類似会社比較法を用いて当社株式価値の算定を行いました。

株式価値算定書によると、DCF 法では、当社から示された事業計画を基礎として算定した当社の将来キャッシュ・フローを、一定の事業リスク及び財務リスクに応じた割引率にて現在価値へ割り引くことにより、当社株式 1 株当たりの価値を 29,991 円から 37,796 円までと算定しています。

市場株価法では、公開買付者による本公開買付けに係る公表日である平成 23 年 4 月 8 日を評価基準日として、JASDAQ における当社普通株式の評価基準日終値（23,500 円）、評価基準日から遡る過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値（21,439 円）、評価基準日から遡る過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値（27,351 円）及び評価基準日から遡る過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値（28,323 円）を基に、当社普通株式 1 株当たりの価値を 21,439 円から 28,323 円までと算定しています。

類似会社比較法では、事業内容や規模等が類似する上場会社の市場株価に基づく倍率を利用することにより、当社株式 1 株当たりの価値を 38,788 円から 42,839 円までと算定しています。なお、プルータスは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、プルータスから本公開買付価格の公正性に



関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

一方、公開買付者においても、上記（3）③のとおり、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてアクタスマネジメントサービスに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年4月15日付で株式価値算定書（市場株価方式：29,133円、類似会社比準法：39,865円、DCF方式：45,552円、純資産価額法：25,579円）を取得して、その参考としたとのことです。なお、公開買付者は、アクタスマネジメントサービスから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

なお、本買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日である平成23年4月8日のJASDAQにおける当社株式の終値23,500円に対しては50.3%（小数点以下第二位を四捨五入）、本公開買付けの実施についての公表日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値21,439円に対しては64.7%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値27,351円に対しては29.1%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値28,323円に対しては24.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

## ② 当社取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの助言

当社の取締役会は、本公開買付けへの意見表明に際して、その審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を高めるため、当社、公開買付者及びフルキャストHDのいずれからも独立した第三者である西村あさひ法律事務所を当社の取締役会独自のリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所からの法的助言を踏まえて、本買付価格その他の本公開買付けの諸条件等について慎重に検討いたしました。

## ③ 独立した第三者委員会の設置

当社は、上記（3）①のとおり、平成23年4月13日、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社、公開買付者及びフルキャストHDのいずれからも独立性を有する、当社の常勤監査役である徳永政一氏、外部の有識者である熊谷均氏（公認会計士、トラスティーズFAS株式会社代表取締役）及び鯉沼希朱氏（弁護士、あさひ法律事務所）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、当社取締役会が本公開買付けについて検討するにあたって、第三者委員会に対し、（i）本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性についての検討を含む、本公開買付けが当社の株主の利益に適うか否かの調査及び評価分析、（ii）本公開買付けが当社の企業価値向上に資するか否か等の調査及び評価分析、並びに（iii）（i）及び（ii）の結果を踏まえた、本公開買付けへの当社の対応についての検討（本公開買付けに対して当社の取締役会が表明すべき意見の内容及び当社の取締役会による本公開買付けに対する意見表明の内容及び少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の検討を含みます。）を諮問しました。なお、当社は、当初からこの3名を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、公開買付者（そのアドバイザーを含みます。）、フルキャストHDの取締役、当社取締役に対してヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、当社の第三者機関であるプルータスから提出された株式価値算定書を参考にするとともに、プルータスから株式価値の算定結果について説明を受けました。さらに、第三者委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けました。

これらの検討の結果、第三者委員会は、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表

明することには理由がある旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することか否かについては、応募することを積極的に推奨するものでもなく、また、応募しないことを推奨するものでもなく、中立の立場を採った上で、最終的に株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、さらに、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議し、平成23年4月27日に当社の取締役会に対して、かかる答申を提出しました。

#### ④ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役のうち、平野岳史氏は公開買付者と本合意書を締結しているフルキャスト HD の取締役を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する取締役会について、その審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議にも一切参加していません。同取締役会においては、平野岳史氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で決議が行われました。また、同取締役会には、当社監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することにつき異議がない旨の意見を述べております。

#### (5) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、フルキャスト HD が保有する当社株式の全てを取得し、当社を連結子会社化することを主たる目的として本公開買付けを実施し、その目的を達成した場合には、公開買付届出書提出日現在、当社株式の追加取得を行うことは予定していないとのことです。

#### (6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

公開買付者は、フルキャスト HD が保有する全ての当社株式を取得し、当社との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを企図しておりますが、公開買付者の買付け等における当社株式に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当することとなるため、法第27条の13第4項及び令第14条の2の2の規定に従い、公開買付けの方法による必要があります。公開買付者は、法第27条の2第1項第2号の規定に従い、フルキャスト HD 以外の当社株主の皆様に対しても売却の機会を確保するために、本公開買付けでは買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い当社株式が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。但し、公開買付者は、本公開買付けによって当社との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを企図しておりますが、当社株式の上場廃止については必ずしも企図していないとのことであり、本公開買付け成立後も将来に渡って安定的かつ持続的に当社の企業価値を向上させ、継続して当社株式の上場を維持していく予定とのことです。

本公開買付けにおいては、大阪証券取引所が定める上場廃止基準のうち、当社株式に係る浮動株式数(注)が500単位未満となった場合又は株主数が150人未満となった場合、具体的には、当社が平成23年2月14日に提出した第23期第1四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済株式総数56,628株に、公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社株式(平成23年1月1日以降公開買付届出書提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された当社株式を含みます。)の最大数896株を加えた株式数57,524株に対し応募株券等の総数が57,025株(保有株式割合99.13%)以上となった場合(なお、応募株券等の総数が57,025株未満の場合でも、浮動株式に含まれない株式数によって結論が変わる場合があります。)又は当社の平成22年9月30日現在の総株主数である1,210人に対し1,061人以上からの応募があった場合に当該上場廃止基準に該当する状況が生じることとなります。このような状況が生じた場合、公開買付者としては、大阪証券取引所が上場廃止までの猶予期間として定めている1年以内に、公募売り出しや

立会外分売等の方法により買付予定数を超過して取得した株式を不特定多数に売却していくこと等を視野に入れて検討しているとのことです。

公開買付者においては、かかる方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につき、公開買付届出書提出日現在具体的に決定している事項はないとのことであり、本公開買付け成立後、大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触するに至った段階等において、当社や専門家と慎重に協議の上、決定次第速やかに公表するとのことです。

(注) 浮動株式数とは、上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除きます。）及び自己株式数を除く株式の数をいいます。

#### (7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、本合意書に基づきフルキャストHDが保有する全ての当社株式（保有株式数38,864株、保有株式割合67.56%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。なお、本合意書において、本公開買付け開始後にフルキャストHDが応募を行わないこと、及び撤回することができる事由、並びに公開買付者がフルキャストHDに対し応募を行わせないこと、及び撤回させることができる事由、又は本公開買付けに係る契約の解除を請求できる事由は規定されていないとのことです。

また、フルキャストHDによる平成23年4月14日提出の変更報告書No.5（大量保有）に記載のとおり、フルキャストHDは、フルキャストHDが保有する全ての当社株式38,864株について、平成21年10月30日付で、借入金担保として、株式会社みずほ銀行に対して17,464株、株式会社横浜銀行に対して7,073株、株式会社三菱東京UFJ銀行に対して7,344株、住友信託銀行株式会社に対して6,983株を提供しているとのことです。公開買付届出書によれば、フルキャストHDは、あらかじめ担保を解除した上で本公開買付けに応募する予定とのことです。

#### 3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

#### 5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

#### 6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

#### 7. 今後の見通し

上記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った背景、理由」及び「②本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

#### 8. 支配株主との重要な取引等に関する事項

当社の取締役会による本公開買付けに対する意見表明（以下「本意見表明」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当しますが、当社は、本公開買付けの買付条件及び手続の公正性・透明性・合理性を担保するために講じた措置として、本意見表明の検討にあたり、(i)上記2.(4)①のとおり、公開買付者とは別個に、当社、公開買付者及びフルキャストHDのいずれからも独立した第三者算定機関であるブルー

タスに当社の株式価値の算定を依頼して株式価値算定書を取得し、(ii)上記2.(4)②のとおり、当社、公開買付者及びフルキャストHDのいずれからも独立した第三者である西村あさひ法律事務所を当社の取締役会独自のリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所からの法的助言を受け、(iii)上記2.(4)③のとおり、当社、公開買付者及びフルキャストHDのいずれからも独立性を有する当社常勤監査役1名並びに、弁護士1名及び公認会計士1名を委員とする第三者委員会が設置され、第三者委員会が、当社取締役会による諮問に応じて諮問事項を検討し、答申を行い、(iv)当社取締役会は、本意見表明を行うにあたり、答申の内容を最大限尊重しており、本意見表明を決議する取締役会は本答申後に行われ、特別の利害関係を有する平野岳史氏を除く全ての取締役及び監査役が出席しています。

さらに、当社取締役会は、平成23年4月13日付取締役会決議に基づき、当社の支配株主との間に利害関係を有しない第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、当社取締役会による本意見表明が少数株主にとって不利益でないことに関する意見につき、取締役会に対する答申を行うことを諮問いたしました。そして、第三者委員会は、平成23年4月27日付で、(i)本意見表明の検討にあたり本公開買付けの買付条件及び手続の公正性・透明性・合理性を担保するための合理的な措置を講じていると評価できること、(ii)本公開買付けの買付条件は妥当であると評価できること、(iii)本公開買付けは当社の企業価値向上に資するものであると評価できること、(iv)本公開買付けに応募するか否かは最終的に株主が判断できること、その他答申日である平成23年4月27日時点において、本公開買付けにおいて当社の少数株主にとって不利益となる事情は特段認められないことからすれば、当社取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、本公開買付けに応募するか否かについては、応募することを積極的に推奨するものでもなく、また、応募しないことを推奨するものでもなく、中立の立場を採った上で、株主及び本新株予約権の所有者の判断に委ねる旨の意見を表明することは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと思料する旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議し、取締役会に対してかかる答申を提出しております。

なお、本日現在、当社は、少数株主の保護の方策に関する指針については定めておりませんが、当社といたしましては、上記のような措置を講じていることから、本意見表明は、少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

以 上

添付資料

公開買付者の「株式会社フルキャストテクノロジーの普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 23 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名：株式会社夢真ホールディングス  
(コード：2362 JASDAQ, S)  
代表者名：代表取締役会長兼社長 佐藤 真吾  
問合せ先：取締役 矢島 英一  
( T E L : 03 - 5981 - 0672 )

## 株式会社フルキャストテクノロジー株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 22 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社フルキャストテクノロジー（以下「対象者」といいます。）株券及び平成 14 年 8 月 19 日開催の対象者臨時株主総会における特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の新株予約権者を「本新株予約権者」といいます。）を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 買付け等の概要

当社は、平成 23 年 4 月 22 日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）が開設する市場である JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者の発行済株式（56,628 株）のうち、対象者の親会社である株式会社フルキャストホールディングス（以下「フルキャスト HD」といいます。）の保有する対象者株式（保有株式数 38,864 株、対象者が平成 23 年 2 月 14 日に提出した第 23 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 56,628 株に、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数 896 株を加えた株式数 57,524 株に占める割合（以下「保有株式割合」といいます。）67.56%（小数点以下第 3 位を四捨五入しています。保有株式割合の算出において、以下同じとします。))の全部を取得し、対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにあたっては、法第 27 条の 13 第 4 項及び令第 14 条の 2 の 2 に定められた法令上の要求に基づき、買付予定の株券等の数の上限を定めておりませんので、本公開買付けに対する応募株券等の全部の買付けを行います。但し、当社は、フルキャスト HD が保有する対象者株式（保有株式数 38,864 株、保有株式割合 67.56%）の全てを取得し、対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを本公開買付けの目的としていることから、応募株券等の総数が当該目的の達成に必要と考える 38,864 株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従いまして、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等

の全部の買付け等を行いません。なお、当社は、フルキャスト HD との間で平成 23 年 4 月 8 日付で当社による対象者の普通株式に対する公開買付けの実施及びフルキャスト HD による本公開買付けへの応募に関する合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結しております。本合意書に基づきフルキャスト HD が保有する全ての対象者株式（保有株式数 38,864 株、保有株式割合 67.56%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ており、これにより本公開買付けにおいては応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回ることが見込まれます（後記「（4）公開買付け者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。また、当社は、本公開買付けによりその目的を達成した後は、対象者の株式を更に取得することを本書提出日現在では予定しておりません。

対象者の普通株式は、現在、JASDAQ に上場されていますが、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないことから、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は大阪証券取引所が定める上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。但し、当社は、本公開買付けによって対象者との間に連結子会社を含む一定の資本関係を構築することを企図しておりますが、対象者株式の上場廃止については必ずしも企図しておりません。しかしながら、前述したとおり、上場廃止となる可能性や、対象者株式に係る流動性に著しい影響が見込まれる可能性があるため、このような可能性が実現した場合には、対象者の少数株主の利益を保護する方策が必要であると認識しており、上場維持が可能となる諸施策を検討、実施する予定であります（後記「（3）上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。）。

## （2）買付け等の目的

当社グループは（当社及び連結子会社 3 社をいいます。）は、人材派遣事業及び保育所運営事業を主要な事業として取り組んでおります。

なかでも連結売上高の約 99%を占め当社グループの中核事業である人材派遣事業は、労働者派遣法に基づく事業であります。現在、労働者派遣事業に係る制度の見直しが行われており、当該改正案には専門 26 業務等を例外とする登録型の人材派遣業の原則禁止が盛り込まれております。当社グループの中核事業である建設現場への人材派遣事業においては、常時雇用による人材派遣がその多くを占めておりますが、一部の技術者派遣契約については、当該改正案（専門 26 業務（通訳業務、秘書業務等）以外の登録型派遣の禁止、1 年以内の製造業派遣の禁止、日雇い派遣の禁止等が改正の骨子となっております。）に対処する必要が生じる可能性があるため、労働者派遣法の改正に関して今後も法改正の動向を注視してまいります。但し、当社の本書提出日現在の派遣事業の内容は当該改正案に該当する事業にいずれも該当せず、当該改正案に係る影響は極めて軽微であると認識しております。

また、当社グループの中核事業である人材派遣事業の顧客企業は、建設会社及び電気工事、衛生設備工事などを行う建設設備会社であり、とりわけ関東一円の首都圏における売上比率が高く、当社グループの経営成績は、関東一円の建設工事需要の影響を間接的に受けております。建設業界を取り巻く不況の影響が首都圏における建設業界の労働力のアウトソーシング需要に構造的な変化をもたらした場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、近年の我が国経済は、各企業における景況感や収益は一定の回復を見せているものの、経済全体がデフレに推移する中、設備投資や雇用環境及び所得環境において依然として厳しい状況で推移しております。当社が顧客基盤とする首都圏の建設業界においても、新設マンションの着工戸数には底打ち

感が見られたものの、公共工事の減少や民間設備投資の後退により、建設市場は依然として低調に推移しており、本格的な回復には至っておりません。

このような事業環境の下、当社グループは、工事現場数の減少による派遣技術者の需要減退に対して、従前より主力であった建築工事の分野に加えて、電気・設備工事や土木工事の分野にも積極的に営業展開を行い、顧客の獲得に努め、また、顧客より求められる技術レベルを有した専門的な技術者を継続的に育成する基盤を整えるため、キャリアスクールを開設し、技術者数の維持、拡大に努めてまいりました。

当社グループは厳しい市況環境においても、常に需要に対して適当な技術者数を維持し、一方でコスト効率を重視した組織体制を構築するなど、高収益を達成する経営を目指し、また、ノンコア事業資産を売却するなどして経営基盤を強化し、上述した事業リスクに耐え得る企業体質に変化してまいりました。

また、本書提出日現在、本年3月11日に発生いたしました「東日本大震災」による当社グループにおける人的被害及び設備等への被害はなく、操業に影響を与える事由はなく、業績に与える影響も確認されております。当社グループは、顧客をはじめ被災地域の復興に対し最大限の努力を図ってまいり所存であり、具体的な行動といたしまして、当社は、同年3月25日開催の取締役会において、被災地の一日でも早い復興を支援するため、復興支援拠点として仙台営業所を開設することを決議し、平成23年5月16日より営業開始を予定しております。なお、当社は、復興支援拠点にて、技術力を活かし「4つの支援」を行ってまいります。

- ① 建築・土木に知識の深い技術者をボランティアとして派遣し、被災された方々を安全に支援いたします。
- ② 東北地方での採用を強化し、就職活動を支援いたします。
- ③ 土木技術者を派遣し、インフラの復旧を支援いたします。
- ④ 施工管理技術者を派遣し、仮設住宅からマンション建設まで、建築工事を支援いたします。

このように当社グループは、これまでの多角化戦略から当社の最大の強みである「高付加価値の技術者派遣」をさらに追及・拡大し、当社グループの主力事業である、建設現場への施工管理技術者派遣と並ぶ、新たな事業の柱を建てることを重要な中長期的目標と位置付け、新たな成長戦略として買収を含めたかたちでの新規分野への事業展開の可能性を模索しておりました。

一方、対象者は、親会社であるフルキャストHDを中心とするフルキャストグループに属しております。同グループは、物流・イベント関連・事務関連等の短期系人材サービス、技術系人材サービス等、総合人材アウトソーシングサービスを営んでおります。

対象者は、同グループの技術者派遣事業（製造業を中心とする開発・製造工程や他業種のソフトウェアの開発工程を対象とした技術系人材サービス並びに受託システム開発等を行っております。）を担当し、エンジニアアウトソーシング事業、ビジネスソリューション事業、N&Sソリューション事業を行っております。

対象者の顧客企業が属する自動車・電気機器・半導体等の製造業界におきましては、在庫の調整等により生産回復の兆しが見受けられましたが、景気の先行きが不透明な状況のため一部研究開発費の削減や採用の抑制が続いており、対象者の営む人材アウトソーシング事業におきましては、景気の後退に伴い顧客企業との派遣契約更新の打ち切り、派遣料金の引き下げ、稼働時間の短縮等、依然厳しい外部環境となっております。

このような状況の中、対象者におきましては、引き続き人材の育成に注力し、付加価値の高い人材サービスの提供をすることで顧客企業のニーズに対応するとともに、営業力の強化を重点課題に掲げ、サービスの充実及び派遣率の向上に努めており、これらの営業努力の結果として、受注環境が緩やかに回復し、稼働率が徐々に改善してきております。

なお、対象者の平成 23 年 3 月 14 日付「東北地方太平洋沖地震の影響に関するお知らせ」によれば、平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による従業員等の人的被害並びに本社及び各事業拠点の活動における重大な影響を及ぼす被害は確認されていないとのことです。但し、被害状況について調査中であり、業績に重大な影響が見込まれる場合には、速やかに開示するとのことです。

しかしながら、対象者の親会社であるフルキャスト HD は、平成 21 年 4 月 9 日開催の同社取締役会において事業再編に向けた取り組みを決議しております。同社による同日付「事業再編に関するお知らせ」によれば、同社グループは、コンプライアンス重視を経営の基本に据え、短期労働者派遣事業におけるビジネスモデルの変革を実施するとともに、事業ドメインをこれまでの拡張方針から、労働者派遣事業を中心としたアウトソーシング事業の選択と集中を図ることにより、経営基盤の再構築に取り組んでおり、事業の選択と集中を進めるべく、対象者の売却等の検討を進めることによりグループ再編に取り組む方針を決議したとのことです。

上述したように、当社グループ及び対象者を取り巻く環境は厳しい状況であります。当社グループと対象者とは、人材派遣事業という共通の事業分野で事業を行いながらも、対象とする分野の重複は少なく、人材派遣市場・技術者・顧客企業等における補完性があることなどから、それぞれの得意分野におけるノウハウを活用し、また、当社グループが取り組んできた効率経営を取り入れることにより、将来に渡って安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させ、ひいては当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

このような状況の下、当社は、平成 23 年 4 月 1 日より、フルキャスト HD と協議を重ねた結果、フルキャスト HD が平成 21 年 4 月 9 日付で開示しました「事業再編に関するお知らせ」での事業再編に向けた取り組みに当社が賛同し、また当社グループにおける「3つの成長要因」、①対象者の電子（半導体）、電気、自動車産業向けの幅広い技術力を有した技術者派遣事業が、当社の求める新たな事業の柱となり、当社の目指すところである「総合人材派遣会社」への足掛かりとなりえる、②当社と対象者との一体経営を実践することにより、当社及び対象者の企業価値が共に向上するもの、③売上規模、事業形態の近い当社と対象者が、シナジーを生み出すことはもちろん、互いを意識し合い、切磋琢磨することで、新たなイノベーションが起こり得ること、が見込まれると判断したことから、フルキャスト HD が保有する対象者株式の全部を取得することに合意し、そして、対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを目的として、平成 23 年 4 月 22 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付け成立後も、対象者の自主性・ブランドを尊重し、また、対象者事業の性質上、人材は最大の経営資源であると考えており、中長期的な視野に立ち、現在の対象者役員及び従業員の継続雇用を予定しておりますが、本公開買付けが成立した場合、本公開買付け成立後に開催される予定の臨時株主総会において、対象者の現取締役のうち漆崎博之氏、平野岳史氏、根矢透氏及び香田史朗氏並びに監査役である徳永政一氏、佐々木孝二氏及び岡田誠氏が退任する予定であることをフルキャスト HD と合意しており、これにより当社は、新たに役員を選任する予定ですが、本書提出日時点において、候補者については具体的な想定はしておらず、一次的には対象者の幹部社員の中から適切な人材を探し、



また、必要に応じて当社の役員及び幹部社員もその対象とした上で、最終的には対象者の企業価値向上に最も資すると考えられる者を選任したいと考えております。なお、その他対象者の経営方針等に対して重大な変更を加えることにつき、本書提出日現在、具体的に決定している事項はございません。

また、対象者による平成 23 年 4 月 11 日付「株式会社夢真ホールディングスへの質問書の送付に関するお知らせ」と題するプレスリリースのとおり、当社は、対象者より同日付で「平成 23 年 4 月 8 日付貴社プレスリリース『株式会社フルキャストテクノロジーに対する公開買付けに関する合意書締結のお知らせ』に関する質問事項への回答のお願い」（以下「質問書」といいます。）を受領しております。

対象者は、質問書において、「1. 貴社及び貴社グループについて」との項目にて、当社及び当社グループの事業の内容、現状分析、今後の予想、事業戦略、関連会社の企業価値が向上した事例の有無・内容、対象者株式の保有状況等、平成 17 年から平成 19 年にかけての各社株式の取得及び譲渡の経緯等に関する事項、「2. 公開買付けの内容・条件について」との項目にて、買付価格、その算定根拠、公開買付けの開始日、公開買付期間、新株予約権の取り扱い、第三者との共同投資が予定される場合における内容、対象者が公開買付けに反対した場合の対応、二段階買収の予定の有無、対象者が上場廃止基準に抵触した場合の方針、本公開買付けのスケジュール設定の理由、買収監査実施予定の有無等にする事項、「3. 本公開買付けの資金の裏付け」との項目にて、本公開買付けの資金の調達方法に関する具体的な事項、「本取引の検討経緯・本取引によるシナジー・本取引後の当社の経営方針」との項目にて、当社とフルキャスト HD との間の交渉経緯、当社による自己株式取得との関係、本公開買付けによるシナジー効果の内容、本公開買付け後の対象者の企業価値向上施策、本公開買付け後における対象者の役員・従業員の処遇、本公開買付け後の対象者の意思決定への関与、役職員の派遣、経営上の支援・アドバイス・援助等、本公開買付け後の株主還元施策に関する事項につき、当社に対して質問されました。

当社は、当該質問書に記載の内容を真摯に受け止め、平成 23 年 4 月 18 日付「ご回答」（以下「回答書」といいます。）にて、大要、以下の回答をしております。

「1. 貴社及び貴社グループについて」との項目における質問に対しては、①当社及び当社グループが現在営んでいる事業の詳細については、当社の有価証券報告書、決算短信、その他適時開示資料にて既に公表していること、②現状分析等については、平成 20 年 9 月のリーマンショック後における日本の製造業による「派遣切り」の影響により当社収益は減収で推移したものの、当期においては増収に転じており、人材派遣事業は、今後も一定規模で成長するものと見込んでいること、③本年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」後における多くの企業による西日本への機能移転により派遣・請負の需要が急回復していることに加え、東北地方の復興に伴い建築分野における人材派遣の需要は増える予想しており、当社の平成 23 年 9 月期第 2 四半期（平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月）の売上高は前年同期と比較して約 10%増で推移していること、④当社グループの平成 23 年 9 月期の業績は概ね公表値のとおり推移していること、⑤当社が現在営んでいる施工管理者の派遣事業については、M&A 等により規模を拡大することを重要な戦略に位置付けていること、⑥経営者の育成、総務・人事・法務・経理等、間接部門を当社に集約することによる経営の合理化、及び必要に応じた金融支援を行っていること、⑦当社株価がリーマンショック前に比べて 2 倍以上の値段をつけており、株価収益率も 20 倍以上と日本の新興市場における株価収益率の平均を上回っており、当社は資本市場からその経営について一定の評価を得ていることから、当社の子会社に対する支援が当該子会社の企業価値向上（そしてその結果としての、当社グループ全体の企業価値向上）に結び付いていること、⑧回答書作成日現在、当社は、対象者株式を保有していないこと、⑨当社が過去に行った企業買収等の詳細については、当社の過去のプレスリリ

ースにて開示されていること（第三者との間で機密保持の合意により詳細は開示できないこと）、⑩対象者株式を取得した後も、対象者株式の上場を継続し、長期に経営参画する方針であること、等を回答しております。

「2. 公開買付の内容・条件について」との項目における質問に対しては、本書に記載の事項のほか、①公開買付開始公告を行う日の前日までに、対象者の現経営陣が本公開買付けに反対する旨の意見を公表していない限り、当社は公開買付けを実施する意向があること、②二段階買収その他、公開買付け後の対象者株式の追加取得は予定していないこと、③上場廃止基準に抵触するに至った場合には、対象者社株式の上場維持が可能となるすべての選択肢のうち、当社および対象者の企業価値が最大化するものを講じる予定であり、回答書作成日の時点では買取株式の一部売り出しを中心に考えていること、④当社は人材派遣事業において、上場会社であるということは求人に際して大きな意味を持つブランドであると認識していることから、対象者の上場維持のためにあらゆる手段を尽くす意向があること、⑤当社は、本公開買付けにより当社及び対象者の企業価値が向上すると判断している為、可能な限り速やかに実施したいと考えていること、⑥可及的速やかに対象者の直近の財務状況等を確認したいと考えていること、等を回答しております。

「3. 本公開買付の資金の裏付け」との項目における質問に対しては、回答書作成日時点では、買付代金は自己資金にて実施する予定であることを回答しております。

「4. 本取引の検討経緯・本取引によるシナジー・本取引後の当社の経営方針」との項目における質問に対しては、①フルキャスト HD との合意書締結に至る経緯は当社の本年4月8日付プレスリリース記載のとおりであること（それ以上の詳細な事実関係は機密保持の対象となっていること等により開示できないこと）、②当社による自己株式の取得は、機動的な資本政策の実施の観点から、適切な開示を行い、また重要事実がなく、株価が低位であると判断するときは適時実施しており、本取引とは直接の関係はないこと、③本公開買付けによるシナジー効果としては、派遣先情報の共有化による双方の販路を拡大、統合による求人のための宣伝広告費の圧縮、増益基調にある当社の経営手法を対象者にも導入することによる対象者の企業価値向上に貢献できること、④回答書作成日時点では、対象者の役職員の雇用及びその他の条件等は維持する方針であること（但し、対象者の役員・従業員の待遇の詳細が不明のため、今後、対象者の経営陣と協議の上で最もよい施策を模索していきたいと考えていること）、⑤フルキャスト HD との合意に基づき、対象者の現在の役員の大半は辞任される予定となっていることから、臨時株主総会を開催した上で、新たに役員を選任する予定であり、候補者については回答書作成日時点では具体的な想定はしておらず、一次的には対象者の幹部社員の中から適切な人材を探索の上、最終的には対象者の企業価値向上に最も資すると考えられる者を選任したいと考えていること、⑥本公開買付け実施後は、派遣先情報の共有化、経営幹部等人材の派遣、必要に応じた金融支援といった経営支援を想定しており、基本的に対象者の従来の経営方針を尊重したいと考えていること、⑦回答書作成日時点では、基本的に対象者が有価証券報告書等で開示している株主還元施策を変更することは考えていないこと、等を回答しております。

当社といたしましては、上記のとおり対象者からの質問に対して詳細な回答をしておりますが、今後も追加質問事項等がなされた場合における回答を行う等、対象者への誠実な対応をしていく所存です。なお、対象者は、平成23年4月13日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」によれば、本公開買付けへの対象者の対応についての検討等に関して、第三者委員会を設置しているとのことで、平成23年4月18日付「株式会社夢真ホールディングスからの回答書の受領に関するお知らせ」と題するプレス

リリースによれば、対象者において回答書の内容について第三者委員会において精査・検討する予定と  
のことです。

このような書面のやり取りのほか、当社は対象者の代表者に対して、平成23年4月18日付にて、本  
公開買付けに関する詳細な事項、本公開買付け後におけるシナジー効果、対象者における役職員の処遇、  
対象者による今後の事業の協働等に関する説明を行うために協議の申し入れを行いました。これを踏ま  
えて、対象者代表取締役の徳丸剛氏と当社代表取締役会長の佐藤真吾との間で同月20日に話し合いがな  
され、これらの内容につき対象者側から一定の理解を得ることができたと考えております。

なお、前述したとおり、対象者においては本公開買付けへの対象者の対応について、第三者委員会に  
おいて精査・検討する予定であることから、本書提出日現在、対象者から本公開買付けに賛同するか否  
か等につき具体的な回答を得られておりません。また、対象者は、質問書において、当社に対して、対  
象者が当社とのやり取りを通じて意見表明の内容を決定するために十分な情報を得るまでの間当社によ  
る対象者株式に対する公開買付けを開始しないよう要請していましたが、①当社は対象者との上記やり  
取りを通じて十分な情報提供をしていること、②本公開買付けに関する情報が既に開示されていること  
を踏まえ、本公開買付けの実施を遅らせることにより対象者株式の市場における価格形成や取引高を含  
む市場への影響を最小限にする必要があること、③ビジネスにおけるスピードが求められること、④当  
社と対象者の親会社であるフルキャストHDとの間で、本公開買付けの応募に関する基本合意が締結さ  
れていること等を総合的に検討した結果、対象者から本公開買付けに賛同するか否か等につき具体的  
な回答を得られていない本書提出日における本公開買付けの開始を決定いたしました。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社が、フルキャストHDが保有する全ての対象者株式を取得し、対象者との間に連結子会社化を含  
む一定の資本関係を構築することを企図しておりますがためには、当社の買付け等後における対象者  
株式に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当することとなるため、法第27条の2第1項第  
2号の規定に従い、公開買付けによる必要があります。当社は、法第27条の2第1項第2号の規定に従  
い、フルキャストHD以外の対象者株主の皆様に対しても売却の機会を確保するために、本公開買付け  
では買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上  
場廃止基準に従い対象者株式が所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。但し、当社は、  
本公開買付けによって対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを企図して  
おりますが、対象者株式の上場廃止については必ずしも企図しておりません。本公開買付け成立後も将来  
に渡って安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させ、継続して対象者株式の上場を維持して  
いく予定であります。本公開買付けにおいては、大阪証券取引所が定める上場廃止基準のうち、対象者株式  
に係る浮動株式数(注)が500単元未満となった場合又は株主数が150人未満となった場合、具体的  
には、対象者が平成23年2月14日に提出した第23期第1四半期報告書に記載された平成22年12月31  
日現在の発行済株式総数56,628株に、公開買付け期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は  
移転される可能性のある対象者株式(平成23年1月1日以降本書提出日までに本新株予約権が行使され  
たことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数896株を加えた株式数57,524株に  
対し応募株券等の総数が57,025株(保有株式割合99.13%)以上となった場合又は対象者の平成22年  
9月30日現在の総株主数である1,210人に対し1,061人以上からの応募があった場合に当該上場廃止基  
準に該当する状況が生じることとなります。このような状況が生じた場合、当社としては、大阪証券取

引所が上場廃止までの猶予期間として定めている1年以内に、公募売り出しや立会外分売等の方法により買付予定数を超過して取得した株式を不特定多数に売却していくこと等を視野に入れて検討しております。

上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、本書提出日現在具体的に決定している事項はありません。本公開買付け成立後、大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触するに至った段階等において、対象者や専門家と慎重に協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(注) 浮動株式数とは、上場株式数から、役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含みます。）の持株数、上場会社が所有する自己株式数及び上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除きます。）を除く株式の数をいいます。

#### (4) 公開買付け者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付け者は、本合意書に基づきフルキャストHDが保有する全ての対象者株式（保有株式数38,864株、保有株式割合67.56%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本合意書において、本公開買付け開始後にフルキャストHDが応募を行わないこと、及び撤回することができる事由、並びに公開買付け者がフルキャストHDに対し応募を行わせないこと、及び撤回させることができる事由、又は本公開買付けに係る契約の解除を請求できる事由は規定されておられません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	株式会社フルキャストテクノロジー	
② 本店所在地	東京都品川区大崎一丁目20番3号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 徳丸 剛	
④ 事業内容	エンジニアアウトソーシング事業、ビジネスソリューション事業他	
⑤ 資本金の額	863百万円	
⑥ 設立年月日	1989年7月13日	
⑦ 大株主及び持株比率	(株)フルキャストホールディングス 68.6%	
⑧ 買付け者と対象者の関係等	資本関係	該当事項はございません。
	人的関係	該当事項はございません。
	取引関係	該当事項はございません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません。

### (2) 日程等

#### ① 日程

取締役会決議日	平成23年4月22日（金曜日）
公告日	平成23年4月25日（月曜日）

公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成 23 年 4 月 25 日 (月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 4 月 25 日 (月曜日) から平成 23 年 5 月 26 日 (水曜日) まで (20 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成 23 年 6 月 9 日 (木曜日) まで (30 営業日) となります。

(3) 買付け等の価格および算定根拠等

株 券	普通株式	1 株につき、金 35,320 円
新 株 予 約 権 証 券	本新株予約権	1 個につき、金 1 円
新株予約権付社債券	—	
株券等信託受益証券 ( )	—	
株券等預託証券 ( )	—	
算 定 の 基 礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてアクタスマネジメントサービスに対し対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年4月15日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、アクタスマネジメントサービスから本公開買付価格の公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。</p> <p>アクタスマネジメントサービスは、市場株価法、類似会社比準法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF法」といいます。) 及び純資産価額法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。</p> <p>① 市場株価法</p> <p>平成23年4月7日を基準日として、JASDAQにおける対象者株式の終値の過去3ヶ月出来高加重平均値は29,133円であります。</p> <p>② 類似会社比準法</p> <p>対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を39,865円と算定しております。</p> <p>③ DCF法</p> <p>対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たり株式価値を45,552円と算定しております。</p> <p>④ 純資産価額法</p> <p>平成22年12月31日現在の対象者の簿価純資産額に税効果の修正を加えた時価純資産</p>	

額により対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を25,579円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価の動向、フルキャストHDと当社の間で東日本大震災が発生する以前の対象者株式の株価水準に一定のプレミアムを考慮して公開買付株価を検討・協議した結果、1株当たり35,320円以上の公開買付価格とすることで基本合意をしていること、及び対象者との協議内容等を総合的に勘案し、平成23年4月22日開催の当社取締役会において、1株当たり35,320円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格35,320円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日である平成23年4月22日のJASDAQにおける対象者株式の終値35,000円に対して0.91%（小数点以下第3位を四捨五入）、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前営業日である平成23年4月21日のJASDAQにおける対象者株式の終値34,850円に対して1.35%（小数点以下第3位を四捨五入）、平成23年4月21日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値25,762円（小数点以下を四捨五入しています。単純平均値の算出において、以下同じとします。）に対して37.10%（小数点以下第3位を四捨五入）、平成23年4月21日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値27,861円に対して26.77%（小数点以下第3位を四捨五入）、平成23年4月21日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値28,857円に対して22.40%（小数点以下第3位を四捨五入）、本合意書締結日の前営業日である平成23年4月7日のJASDAQにおける対象者株式の終値19,500円に対して81.13%（小数点以下第3位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

## (2) 本新株予約権

本新株予約権は、ストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権者は、権利行使時に、対象者又は商法第211条ノ2に定める対象者の子会社、対象者の親会社又は対象者の親会社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることが要求されていることに照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができない虞があることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

## 算定の経緯

近年の我が国経済は、各企業における景況感や収益は一定の回復を見せているものの、経済全体がデフレに推移する中、設備投資や雇用環境及び所得環境において依然として厳しい状況で推移しております。当社が顧客基盤とする首都圏の建設業界においても、新設マンションの着工戸数には底打ち感が見られたものの、公共工事の減少や民間設備投資の後退により、建設市場は依然として低調に推移しており、本格的な回復には至っておりません。

このような事業環境の下、当社グループは、工事現場数の減少による派遣技術者の需要減退に対して、従前より主力であった建築工事の分野に加えて、電気・設備工事や土木工事の分野にも積極的に営業展開を行い、顧客の獲得に努め、また、顧客より求められる技術レベルを有した専門的な技術者を継続的に育成する基盤を整えるため、キャリアスクールを開設し、技術者数の維持、拡大に努め、厳しい市況環境においても、常に需要に対して適当な技術者数を維持し、一方でコスト効率を重視した組織体制を構築するなど、高収益を達成する経営を目指し、また、ノンコア事業資産を売却するなどして経営基盤を強化し、上述した事

業リスクに耐え得る企業体質に変化してまいりました。

また、本書提出日現在、本年3月11日に発生いたしました「東日本大震災」による当社グループにおける人的被害及び設備等への被害はなく、操業に影響を与える事由はなく、業績に与える影響も確認されておりません。当社グループは、顧客をはじめ被災地域の復興に対し最大限の努力を図ってまいり所存であり、具体的な行動といたしまして、当社は、同年3月25日開催の取締役会において、被災地の日でも早い復興を支援するため、復興支援拠点として仙台営業所を開設することを決議し、平成23年5月16日より営業開始を予定しております。なお、当社は、復興支援拠点にて、技術力を活かし「4つの支援」を行ってまいります。

- ①建築・土木に知識の深い技術者をボランティアとして派遣し、被災された方々を安全に支援いたします。
- ②東北地方での採用を強化し、就職活動を支援いたします。
- ③土木技術者を派遣し、インフラの復旧を支援いたします。
- ④施工管理技術者を派遣し、仮設住宅からマンション建設まで、建築工事を支援いたします。

このように当社グループは、これまでの多角化戦略から当社の最大の強みである「高付加価値の技術者派遣」をさらに追及・拡大し、当社グループの主力事業である、建設現場への施工管理技術者派遣と並ぶ、新たな事業の柱を建てることを重要な中長期的目標と位置付け、新たな成長戦略として買収を含めたかたちでの新規分野への事業展開の可能性を模索しております。

一方、対象者は、親会社であるフルキャストHDを中心とするフルキャストグループに属しております。同グループは、物流・イベント関連・事務関連等の短期系人材サービス、技術系人材サービス等、総合人材アウトソーシングサービスを営んでおります。

対象者は、同グループの技術者派遣事業（製造業を中心とする開発・製造工程や他業種のソフトウェアの開発工程を対象とした技術系人材サービス並びに受託システム開発等を行っております。）を担当し、エンジニアアウトソーシング事業、ビジネスソリューション事業、N&Sソリューション事業を行っております。対象者の顧客企業が属する自動車・電気機器・半導体等の製造業界におきましては、在庫の調整等により生産回復の兆しが見受けられましたが、景気の先行きが不透明な状況のため一部研究開発費の削減や採用の抑制が続いており、対象者の営む人材アウトソーシング事業におきましては、景気の後退に伴い顧客企業との派遣契約更新の打ち切り、派遣料金の引き下げ、稼働時間の短縮等、依然厳しい外部環境となっております。

しかしながら、対象者の親会社であるフルキャストHDは、平成21年4月9日開催の同社取締役会において事業再編に向けた取り組みを決議しております。同社による同日付「事業再編に関するお知らせ」によれば、同社グループは、コンプライアンス重視を経営の基本に据え、短期労働者派遣事業におけるビジネスモデルの変革を実施するとともに、事業ドメインをこれまでの拡張方針から、労働者派遣事業を中心としたアウトソーシング事業の選択と集中を図ることにより、経営基盤の再構築に取り組んでおり、事業の選択と集中を進めるべく、対象者の売却等の検討を進めることによりグループ再編に取り組む方針を決議したとのことです。

上述したように、当社グループ及び対象者を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、当社グループと対象者とは、人材派遣事業という共通の事業分野で事業を行いつつも、対象とする分野の重複は少なく、人材派遣市場・技術者・顧客企業等における補完性があることなどから、それぞれの得意分野におけるノウハウを活用し、また、当社グループが取り組ん

できた効率経営を取り入れることにより、将来に渡って安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させ、ひいては当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

このような状況の下、当社は、平成23年4月1日より、フルキャストHDと協議を重ねた結果、フルキャストHDが平成21年4月9日付で開示しました「事業再編に関するお知らせ」での事業再編に向けた取り組みに当社が賛同し、また当社グループにおける「3つの成長要因」、①対象者の電子（半導体）、電気、自動車産業向けの幅広い技術力を有した技術者派遣事業が、当社の求める新たな事業の柱となり、当社の目指すところである「総合人材派遣会社」への足掛かりとなりえる、②当社と対象者との一体経営を実践することにより、当社及び対象者の企業価値が共に向上するもの、③売上規模、事業形態の近い当社と対象者が、シナジーを生み出すことはもちろん、互いを意識し合い、切磋琢磨することで、新たなイノベーションが起こり得ること、が見込まれると判断したことから、フルキャストHDが保有する対象者株式の全部を取得することに合意し、そして、対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを目的として、平成23年4月22日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてアクタスマネジメントサービスに対し対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年4月15日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、アクタスマネジメントサービスから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本公開買付け価格は、上記の株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価の動向、対象者との協議内容等を総合的に勘案し、平成23年4月22日開催の当社取締役会において、1株当たり35,320円、本新株予約権1個当たり1円と決定いたしました。

#### （4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
38,864（株）	38,864（株）	—（株）

（注1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,864株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、57,524株（以下「最大買付数」といいます。）となります。なお、最大買付数は、対象者が平成23年2月14日に提出した第23期第1四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済株式総数（56,628株）に、公開買付け期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成23年1月1日以降本書提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（896株）を加えた株式数（57,524株）です。

（注3）公開買付け期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。



(5) 買付け等を行った後における株券等所有割合

区 分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)	38,864
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (g)	38,864
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	—
対象者の総株主等の議決権の数 (平成 22 年 12 月 31 日現在) (個) (j)	56,628
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	67.56
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j+(b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ ) (%)	67.56

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)」は、本公開買付けにおける買付予定数 38,864 株に係る議決権の数です。

(注 2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としており、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (g)」は「買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)」に含まれるため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (g)」は分子に加算していません。

(注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数 (個) (平成 22 年 12 月 31 日現在) (j)」は、対象者が平成 23 年 2 月 14 日に提出した第 23 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、対象者の本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としておりますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数 (56,628 株) に、平成 23 年 2 月 14 日に提出した第 23 期第 1 四半期報告に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在における本新株予約権の目的となる株式の数の合計 (896 株) を加えた合計 (57,524 株) に係る議決権の数 57,524 個として計算しております。

(注4) 応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、対象者の本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式を含めた応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は最大で100.00% (分子分母とも上記注3に記載した57,524株) になります。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

#### (6) 買付代金

買付代金 (円) (a)	1,372,676,480
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (円) (b)	20,000,000
その他 (円) (c)	3,500,000
合計 (円) (a) + (b) + (c)	1,396,176,480

(注1) 「買付代金 (円) (a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数 (38,864株) に、1株当たりの買付価格 35,320円を乗じた金額を記載しています。なお、最大買付数 57,524株を買付けた場合の買付代金は2,031,747,680円となり、この場合上記の買付手数料及びその他を加えた合計は2,055,247,680円になります。

(注2) 「買付手数料 (円) (b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他 (円) (c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額 (「買付手数料 (円) (b)」及び「その他 (円) (c)」は除きます。) には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

#### (7) 決済の方法

##### ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

##### ② 決済の開始日

平成23年5月31日 (火曜日) (注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成23年6月14日 (火曜日) となります。

##### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送

金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(8) その他買付け等の条件及び方法

応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,864株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,864株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(9) 公開買付開始広告日

平成23年4月25日（月曜日）

(10) 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 買付け等の目的」をご参照ください。

4. その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しも含みます。）を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

以 上